

(別紙6)

- 「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 0330 第 21 号 平成 24 年 3 月 30 日 <u>一部改正 障 発 0329 第 15 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</u></p> <p><u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)</u> 第51条の23第1項及び第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指</p>	<p style="text-align: right;">障 発 0330 第 21 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p><u>障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</u></p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の23第1項及び第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)については、平成24年3月13日厚生労働省令第27号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記</p>

定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。
)については、平成24年3月13日厚生労働省令第27号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成19年1月19日障発第0109002号当職通知）は廃止する。

記

第一 (略)

第二 指定地域移行支援に関する基準

1 (略)

2 運営に関する基準

(1)～(20) (略)

(21) 運営規程（基準27条）

①～④ (略)

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたもの

のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成19年1月19日障発第0109002号当職通知）は廃止する。

記

第一 (略)

第二 指定地域移行支援に関する基準

1 (略)

2 運営に関する基準

(1)～(20) (略)

(21) 運営規程（基準27条）

①～④ (略)

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

施設における「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知）に準じた取り扱いをすることとし、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。

具体的には、

<p>である。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） 等を指すものであること。 (22) ～ (31) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>	<p>ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） 等を指すものであること。 (22) ～ (31) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>
---	---